

【問い合わせ先】

警備救難部環境防災課（海洋汚染発生確認状況）

専門官 中林 Tel. 3591-6361（内線 3902）

Tel. 3591-9819（直通）

警備救難部刑事課（海上環境法令違反）

専門官 西垣 Tel. 3591-6361（内線 5403）

Tel. 3591-7988（直通）



平成 22 年 3 月 25 日

海 上 保 安 庁

平成 21 年の海洋汚染の現状について

～日本周辺海域の油類による海洋汚染は最近 5 カ年で 5 割増！～

- ◆ 海洋汚染の発生確認件数は 514 件
→前年比 41 件減なるも、依然として油類による汚染の発生確認件数が高い
確認された 7 割以上の汚染が油類によるものです。
主な理由は取扱不注意、すなわち人的要因が 6 割弱であり、
船舶の燃料搭載時における機器取扱ミス
ビルジポンプ操作ミス等
慣れから起こる注意力の低下
日常整備の不備
が原因であると推察されます。
- ◆ 平成 21 年に送致した海上環境法令違反件数は 739 件
→前年比 100 件増、依然として処理費用の軽減等による不法排出等が後を絶たず
環境保全の意識が高まっているにもかかわらず、適正な処理費用や、設備の整備費用を惜しんでの船舶からの油等の不法排出、廃棄物・廃船の不法投棄が後を絶ちません。
なお、送致件数の増加は廃船等の投棄禁止規定違反の増加が主な理由です。
これらの現状を踏まえ、平成 22 年の重点項目を「油類による汚染の未然防止」として、講習会の開催、訪船指導など、指導・啓発活動を通じて、国民の意識を海洋及び環境保全に向けて、かかる遵法精神の高揚を図ります。
また、巡視船艇・航空機及び陸上からの監視取締りにより、海陸空一体となって法令違反を摘発し、海洋環境保全対策に取り組んでまいります。

*具体的な内容については、「海洋汚染の現状（平成 21 年 1 月～12 月）」をご参照下さい。



海洋汚染の現状

(平成21年1月~12月)



海上保安庁

警備救難部環境防災課・刑事課

目 次

はじめに

I 海洋汚染の発生確認状況

- 1 海洋汚染の物質別発生確認件数及び推移（過去10年分） 1
- 2 海洋汚染の海域別発生確認件数（平成21年分） 2
- 3 海洋汚染の排出源別発生確認件数（赤潮・青潮を除く）（平成21年分） . . . 3
- 4 海洋汚染の原因別発生確認件数（平成21年分） 3
- 5 外国船舶による海洋汚染等の状況（平成21年分） 4
- 6 平成21年の海洋汚染発生確認状況の特徴 5

II 監視取締りの状況（送致件数）

- 1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移（過去5年分） 6
- 2 海防法違反の送致件数及び推移（過去5年分） 6

III 投棄船舶（廃船）の確認状況等（過去5年分） 7

IV 海洋汚染事例（平成21年分） 8

V 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況（平成21年分） 9

VI まとめ 10

★資料編

- 資料1 海洋汚染の物質別発生確認件数の推移（過去10年分） 11
- 資料2 海洋汚染の海域別発生確認件数の推移（過去5年分） 12
- 資料3 海洋汚染（赤潮・青潮を除く。）の
排出源別発生確認件数の推移（過去5年分） 13
- 資料4 海洋汚染（赤潮・青潮を除く。）の
原因別発生確認件数の推移（過去5年分） 14
- 資料5 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移（過去5年分） 15
- 資料6 海上環境事犯法令別送致件数の推移（過去5年分） 15

はじめに

海上保安庁では、海洋環境を保全するため「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、巡視船艇や航空機により我が国周辺海域における油、有害液体物質及び廃棄物等に関する海洋汚染の監視取締りを実施するとともに、海守や海上保安協力員等の民間ボランティア、一般市民の方々による緊急通報用電話番号「118番」等への通報を基に調査・確認・取締りを行うことにより、海洋汚染の実態を把握し、海洋汚染の未然防止を図っています。

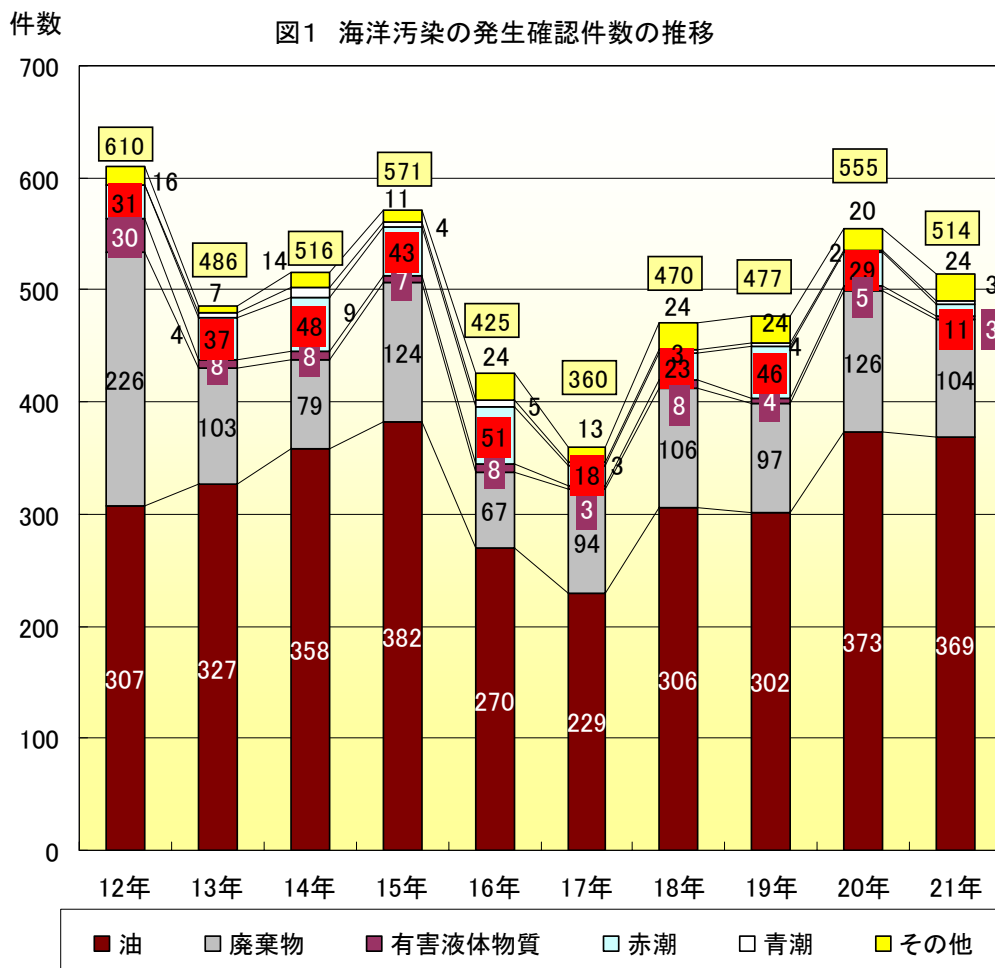
また、衝突や船舶火災等の海難に起因する油や有害液体物質等の排出事故等による被害の拡大を防止するための活動や海洋環境保全思想を普及させるための取組みを実施しています。平成21年の海洋汚染の現状は次のとおりです。

I 海洋汚染の発生確認状況

1 海洋汚染の物質別発生確認件数及び推移（P11、資料1参照）

平成21年に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の発生件数は514件で、前年（555件）に比べ41件減少しました。

これを汚染物質別に見ると、油による汚染が369件で前年（373件）に比べ4件減少、廃棄物による汚染が、104件で前年（126件）に比べ22件減少、有害液体物質による汚染が3件で前年（5件）に比べ2件減少、その他（工場排水等）による汚染が24件で前年（20件）に比べ4件増加、赤潮・青潮（うち青潮3件）による汚染が14件で前年（31件）に比べ17件減少しました。



2 海洋汚染の海域別発生確認件数 (P12、資料2参照)

海域別では、北海道沿岸が100件（前年79件）と最も多く全体の約19%を占め、次いで東京湾及び瀬戸内海（大阪湾を除く）が69件（前年64件、同80件）、九州沿岸65件（前年44件）と続いています。油による汚染も北海道沿岸が最も多く66件（前年55件）、次いで瀬戸内海（大阪湾を除く）が60件（前年63件）でした。

図2 海域別の海洋汚染発生確認件数(平成21年)

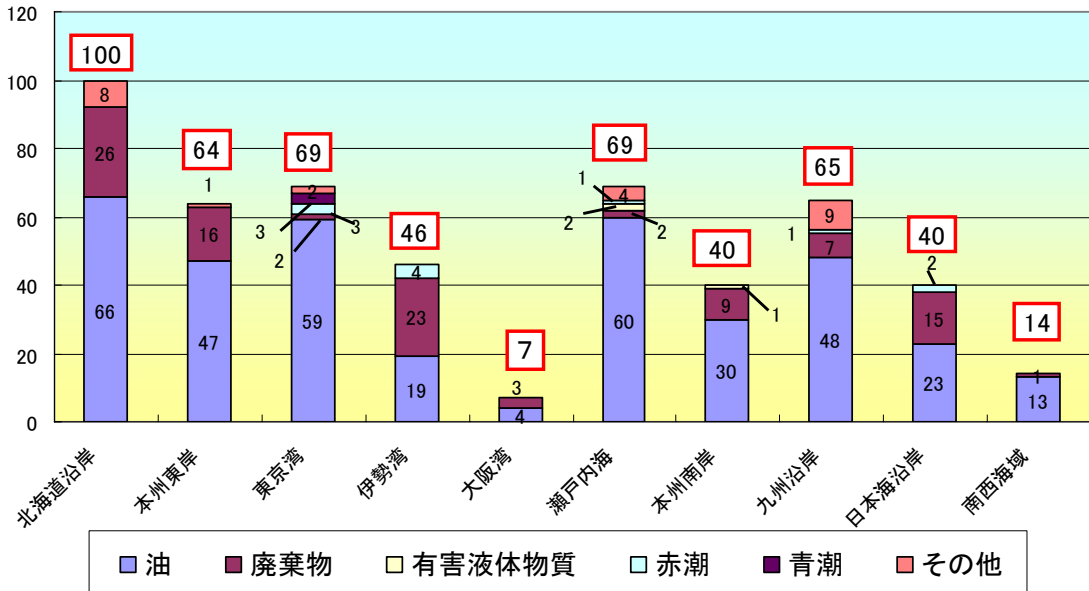
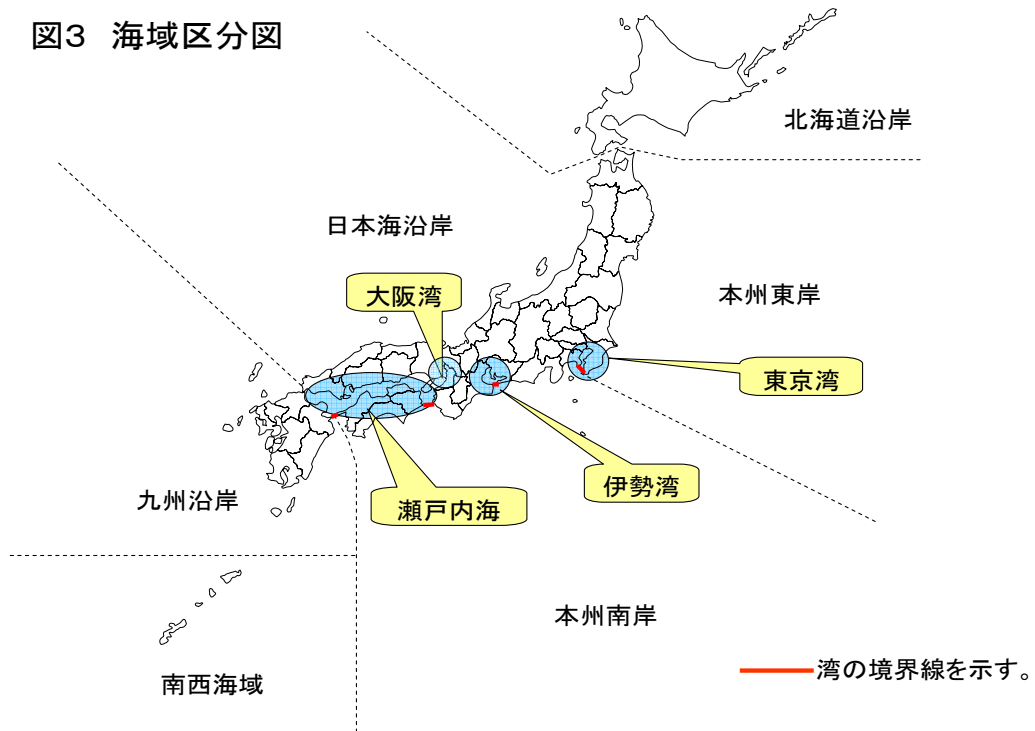


図3 海域区分図



3 海洋汚染の排出源別発生確認件数 (P13、資料3参照)

図4、5は、「船舶」、「陸上等」の排出源別の海洋汚染発生確認件数を表したものです(赤潮・青潮を除く)。毎年同様の傾向が見られ、油による汚染のうち船舶から排出されるものが242件(前年265件)65%と最も多く、油以外のものによる汚染では陸上からのものが最も多く約62%で、そのうち廃棄物の不法投棄が74件(前年104件)と多数を占めています。

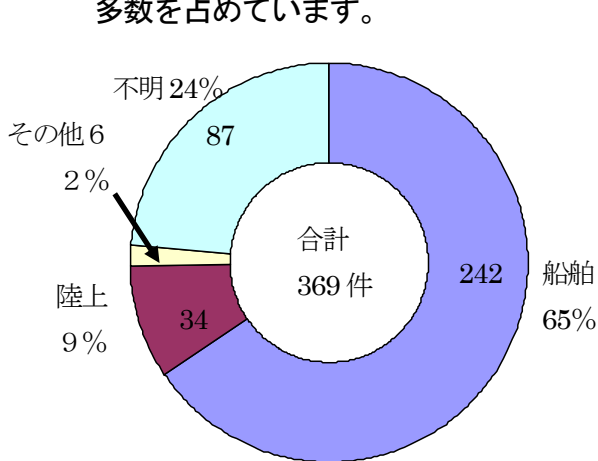


図4 油による汚染

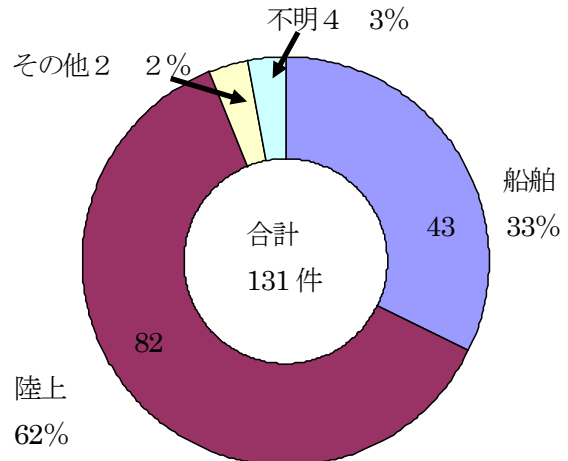


図5 油以外のものによる汚染

4 海洋汚染の原因別発生確認件数 (P14、資料4参照)

図6、7は、海洋汚染の原因となる「故意」、「取扱不注意」等の海洋汚染発生確認件数を表したものです。油による汚染の原因は、取扱不注意によるものが120件(前年150件)42%と最も多く、次いで、海難によるものが47件(前年同)17%、故意によるものが41件(前年45件)15%と続いています。油以外のものによる汚染の原因では、故意によるものが115件(前年133件)と90%を占めています。

*排出源が判明したもののみを対象としている。

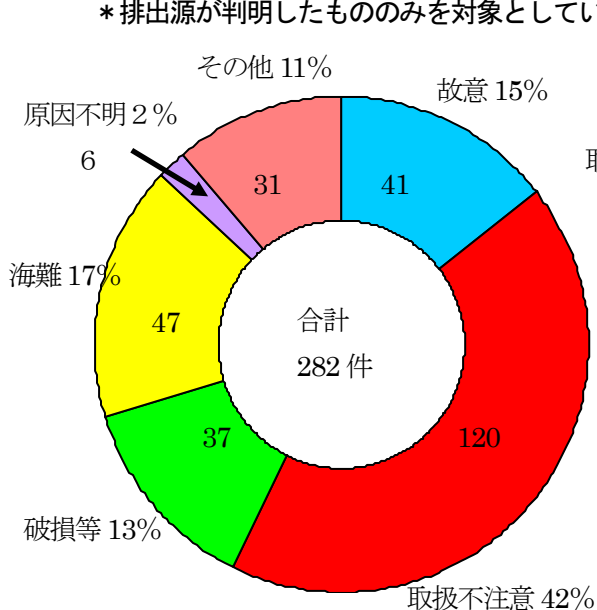


図6 油による汚染

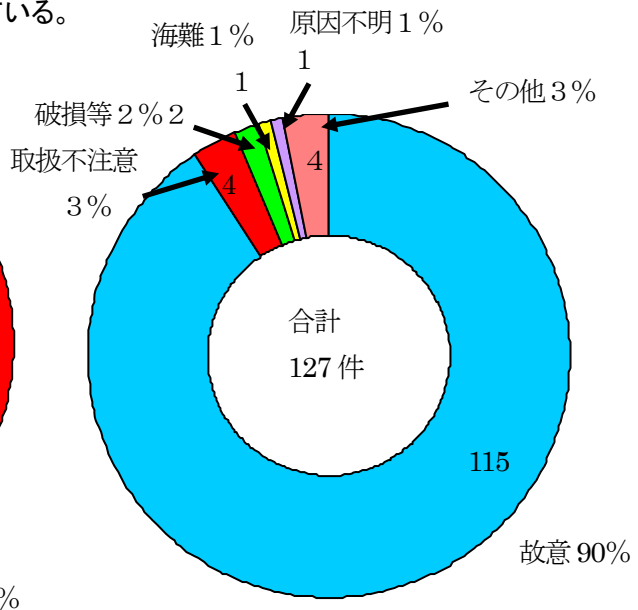


図7 油以外のものによる汚染

5 外国船舶による海洋汚染等の状況 (P15、資料5参照)

① 外国船舶による海洋汚染の発生確認件数

平成21年に海上保安庁が、我が国周辺海域において確認した海洋汚染発生確認件数514件のうち、外国船舶によるものは37件(前年45件)でした。このうち34件が油による汚染であり、海域別にみると、我が国領海内が28件(前年33件)、領海外(排他的経済水域又は公海)が6件(前年12件)でした。

国籍別では、パナマが11件で最も多く、次いでカンボジアが7件でした。

原因別では、取扱不注意によるものが17件で全体の46%を占めています。また、船舶に起因する汚染は全体で285件(前年283件)であり、外国船舶の占める割合は13%(前年16%)でした。

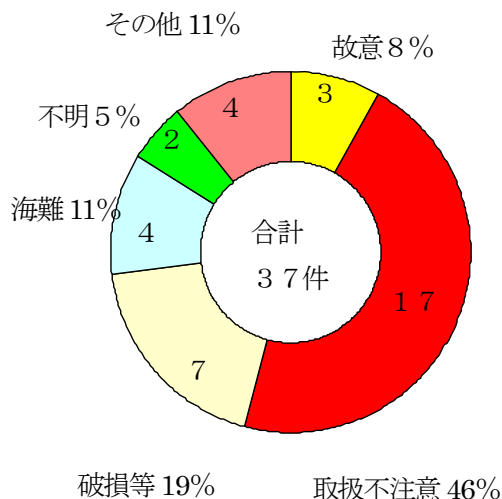


図8 外国船舶による原因別海洋汚染発生確認件数

② ボンド制度(担保金制度)適用件数

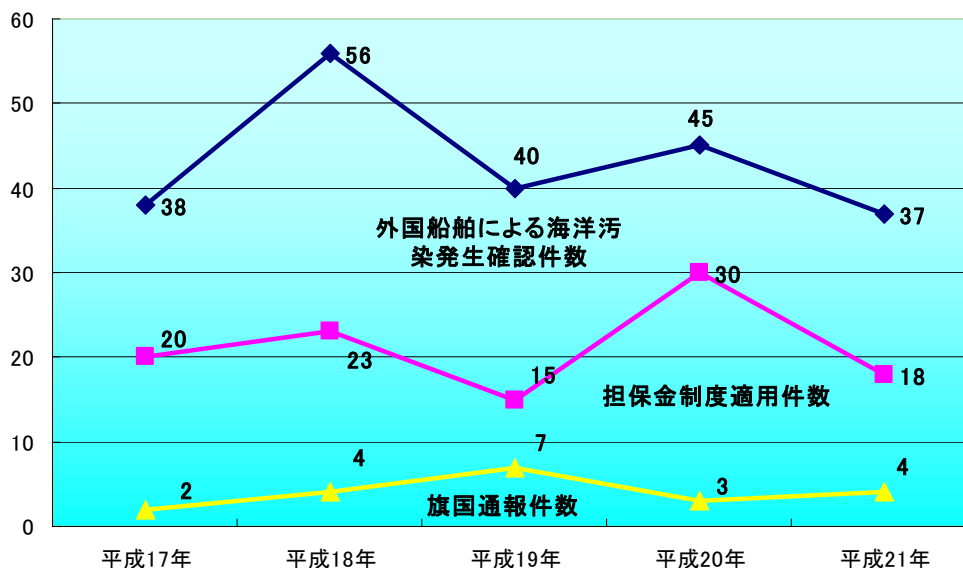
国連海洋法条約の締結に伴い、平成8年7月20日から、領海に加え、排他的経済水域等における外国船舶による海上環境事犯について、一定の条件の下に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)を適用して取締りを行っており、また、その際には、船舶の航行の利益を考慮し、ボンド制度(担保金制度)を適用しています。

平成21年に、外国船舶による海上環境事犯にボンド制度を適用したのは18件(前年30件)でした。これを海域別にみると、我が国領海内が13件(前年25件)、排他的経済水域が5件(前年5件)でした。また、国籍別では、韓国5件、カンボジア4件、パナマ3件、中国2件、その他の国4件となっています。

③ 旗国通報件数

我が国の法令を適用できない公海等での外国船舶による油の違法排出等については、国際条約に基づき、当該船舶の旗国に対して違反事実の通報を行い適切な措置を求める旗国通報制度を適用することとしています。(平成21年は、旗国通報4件)

図9 外国船舶による海洋汚染発生確認件数の推移



6 平成 21 年の海洋汚染発生確認状況の特徴

平成 21 年における海洋汚染の発生確認件数（以下『汚染確認件数』という。）は、前年より 41 件減少しましたが、依然として海洋汚染は後を絶たない状況にあります。汚染確認件数が減少した理由としては、油、廃棄物、有害液体物質、赤潮・青潮による汚染確認件数が共に減少し、とりわけ廃棄物による汚染確認件数が前年比 22 件、赤潮・青潮による汚染確認件数が同比 17 件の減少となったためです。

しかし、油による汚染確認件数は前年比 3 件減となったものの、汚染確認総件数に占める割合は増加しており、依然として高い数値で推移しています。

また油による汚染の原因は、船舶の燃料搭載時のバルブ操作ミスやビルジポンプ操作ミスなどの取扱不注意による人為的要因が約 4 割を占める結果となっています。

これは日常において繰り返される作業において、作業を行う者の慣れから起こる注意力不足に起因するものと推察されます。

また確認された油類における汚染のうち、発生源不明である「浮流油」が全体の 3 割弱を占めています。

これは、悪質巧妙化する排出基準に従わないビルジ等の違法な排出や過失による海上への油流出事案発生時における汚染原因者の通報義務違反によるものと推察されます。

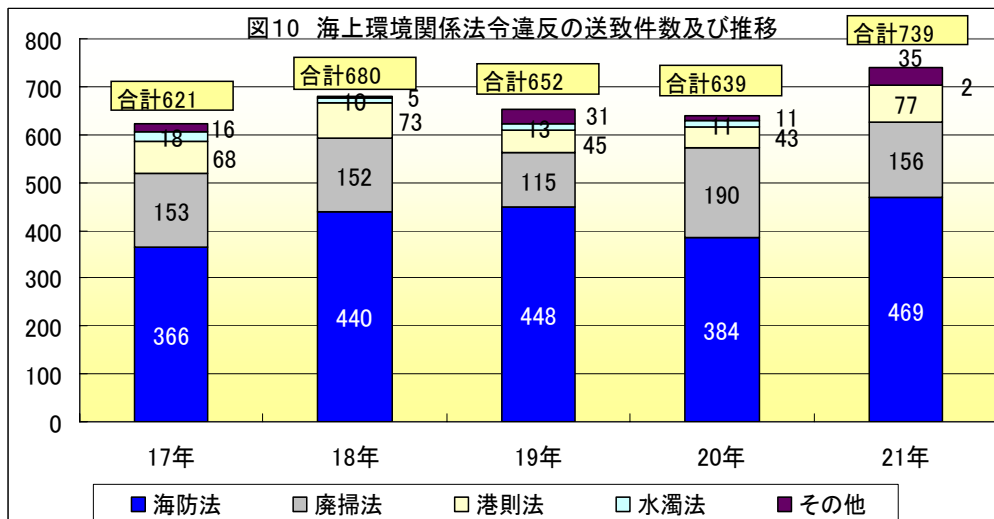
II 監視取締りの状況（P15、資料6参照）

海上環境関係法令違反については、環境保全の意識が高まっているにもかかわらず、依然として適正な処理費用や設備の整備費用を惜しんでの船舶からの油等の不法排出、廃棄物・廃船の不法投棄が後を絶たず、その形態も、夜陰にまぎれた油等の不法排出や廃棄物の不法投棄、廃船にあつては船名・船舶番号等を隠匿するなど、悪質・巧妙なケースが見受けられます。

1 海上環境関係法令違反の送致件数及び推移

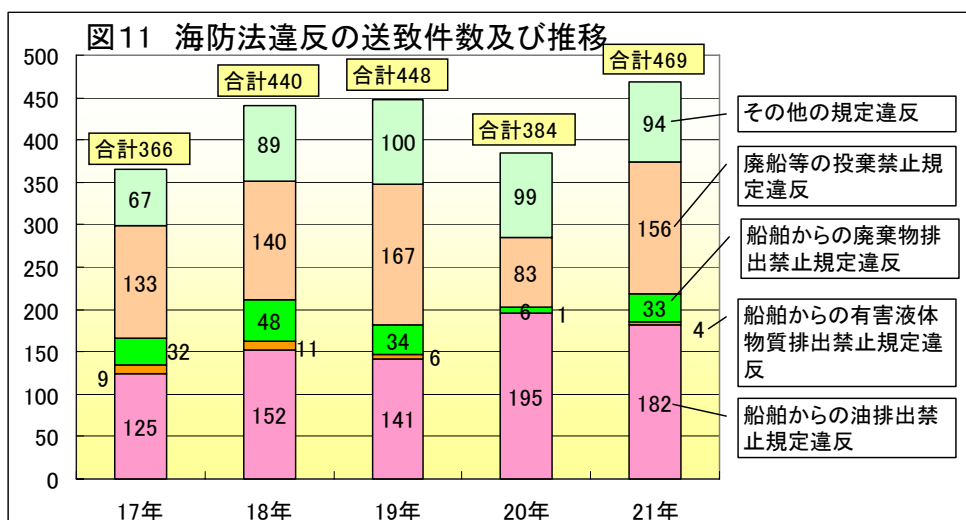
平成21年に送致した海上環境関係法令違反件数は、739件で、前年（639件）に比べ100件（約16%）増加しました。

送致件数を法令別にみると、海防法違反が469件（約63%）と大半を占め、次いで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）違反が156件（約21%）、「港則法」違反が77件（約10%）、「水質汚濁防止法」（以下「水濁法」という。）違反が2件（約0.2%）等となっています。



2 海防法違反の送致件数及び推移

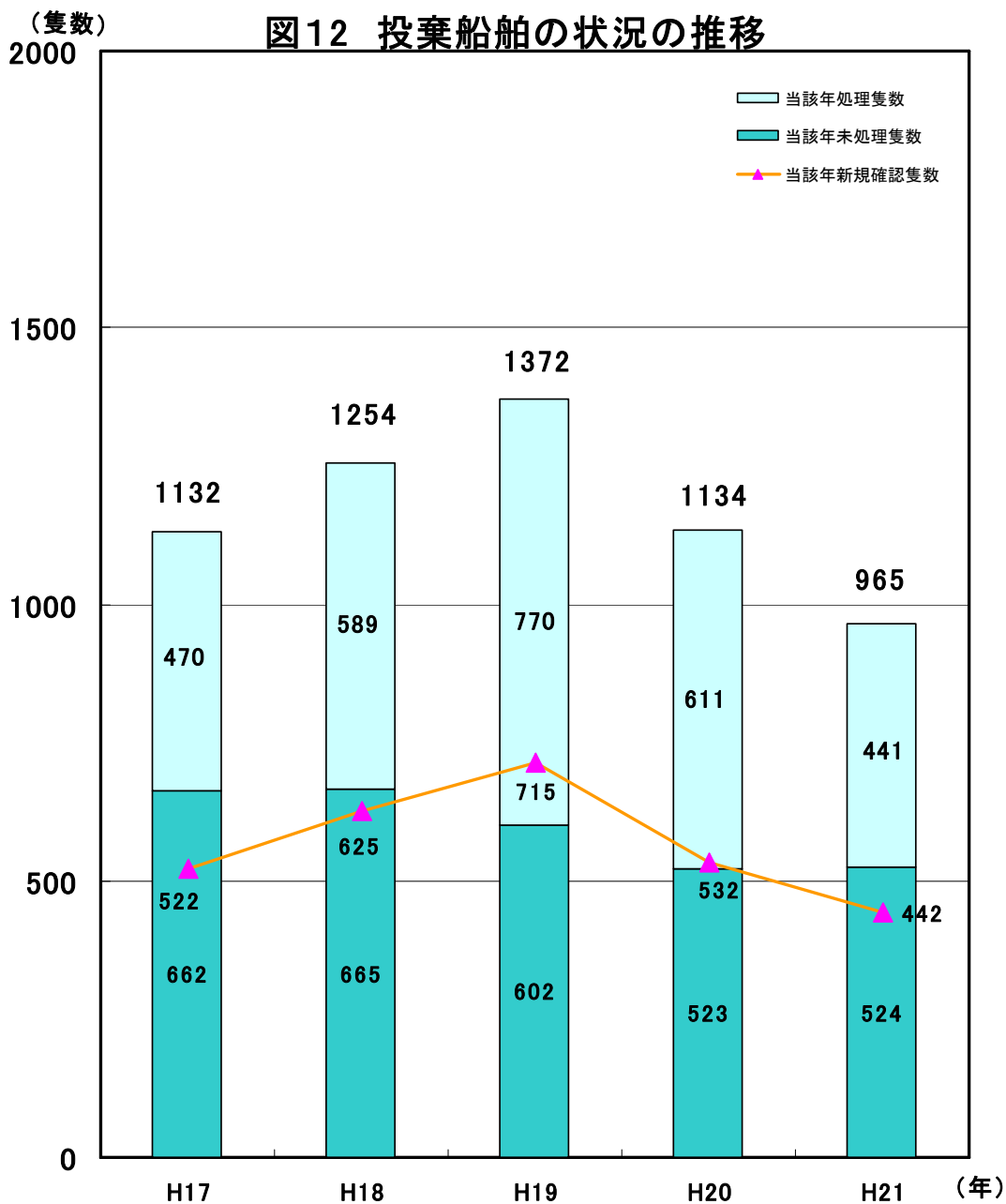
海防法違反の送致件数内訳を見ると、船舶からの油の不法排出が最も多く182件（約38%）となっています。また、プレジャーボート等小型船舶の不法投棄等も依然として後を絶たず、船舶の不法投棄は156件（約32%）となっています。



Ⅲ 投棄船舶（廃船）の確認状況等

海上保安庁が平成21年に確認している投棄船舶（廃船）は、965隻（うち平成21年に新たに確認した投棄船舶（以下「新規確認船舶」という。）は442隻）で、このうち処理された船舶は、全体の約46%にあたる441隻（うち新規確認船舶328隻）、未処理の船舶は524隻（うち新規確認船舶114隻）となっています。また、新規確認船舶442隻は前年の532隻に比べ90隻減少しています（対前年比約-17%）。

一方、海上保安庁は、上記965隻のうち490隻（うち新規確認船舶164隻）に対して「廃船指導票」の貼付による指導を行い、このうち152隻（うち新規確認船舶108隻）が処理されました。



注1 投棄船舶とは、海防法違反の状態であると海上保安庁が認めた船舶を言う。

注2 海難による放置船舶（乗揚げ又は沈没等の海難に遭遇した船舶のうち、海岸線付近又は海底に放置されているもの。）は含まない。

IV 海洋汚染事例

1 三重県南部御浜町沖フェリー「ありあけ」座礁油流出海難

平成21年11月13日午前5時25分頃、和歌山県新宮市沖約30キロメートルにて、フェリー「ありあけ」（総トン数7,910トン 乗組員21名 乗客7名）が航行中、荷崩れを起こし、船体を大きく傾斜させた後、三重県南部御浜町沖に座礁しました。その際、燃料油が海上へ流出したことから、海上保安庁では、巡視船艇、航空機、特殊救難隊、機動防除隊を出動させ、救助及び防除作業等を実施しました。



2 神奈川県横浜市不法放置船事案

平成21年5月から11月にかけて、横浜市内の運河及び漁港において管理することなく放置係留されていたプレジャーボート、漁船、作業船計57隻について、廃船指導票等を用い、船体撤去指導を実施しました。

船体撤去に応じない、悪質な所有者は検挙し、自主的に撤去するなどした所有者等については警告処分としました。



3 北海道函館市水産物加工場汚水排出事案

平成21年8月21日午前10時13分頃、北海道函館市沿岸を当庁航空機がパトロール中、川汲川河口付近において茶褐色の変色海面を認め、護岸に設置された排水管からの排出によるものであることが確認されました。直ちに巡視船艇等を出動させ調査した結果、同川上流域に所在する水産物加工場から違法に排出されていることが確認され、水質汚濁防止法違反として検挙しました。



V 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

海洋汚染の大半が人為的要因により発生しているため、海洋汚染を防止するためには、国民一人一人の海洋環境の保全に関する意識の高揚、法令の励行が必要不可欠です。

このため、海上保安庁では、海事・漁業関係者や一般市民等を対象とした海洋環境保全講習会やボランティアとの連携活動等の海洋環境保全指導・啓発活動を実施しています。

平成21年における主な活動の実施状況は次のとおりです。

海洋環境保全講習会	66回(3,472名)
海洋環境保全教室	303回(21,302名)
訪船指導	108回
訪問指導	47回

以下に、その取組事例の一部を紹介します。

1 海上工事作業事業者に対する指導講習会等の実施

海上保安庁では、全国の海上工事作業事業者に対し、海上工事作業にかかる指導講習会を実施し、同作業時における海洋汚染防止のための留意事項等について指導を行うと共に、法令の遵守を訴え続けています。

2 地域の実情に応じた訪船指導の実施

気仙沼海上保安署(宮城)では、気仙沼漁港が全国有数の漁業水揚げ高を誇り、多数の漁船の出入港があること、またこれまでの同港における漁船による漏油事故の特徴において燃料油搭載時における発生率が高いことから、特に漁船及びバージ船を対象にした独自の漏油防止啓発指導用リーフレットを作成、地元関係機関と連携して、在港船に対する積極的訪船指導を実施しました。

3 海上保安協力員(ボランティア)との連携活動

今年度から(財)海上保安協会において海上保安業務へのボランティアとして発足した、海上保安協力員と協働し、全国各地において、沿岸部における防犯パトロール及び海洋環境保全思想の普及啓発活動に努めました。

* 海上保安協力員

平成21年4月、(財)海上保安協会が、海上防犯及び海洋環境保全思想の普及啓発等を行い、海上犯罪が発生しにくい環境の醸成、海洋環境保全の推進を図ることを目的として開始した「海上保安の活動推進」事業において活動するボランティア



VI まとめ

当庁がこれまで実施してきた様々な海洋環境保全指導・啓発活動の結果、国民全体の海洋環境保全にかかる法令遵守の意識の高揚が図られたことから、海洋汚染発生確認件数は昨年より若干減少しましたが、傾向としては依然として高い水準にあります。

このため、巡視船艇・航空機及び陸上からの監視取締り体制を強化してきたことにより、海上環境事犯の送致件数は大幅に増加しました。

今後も海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに掲げ、平成21年の海洋汚染の現状を踏まえ、特に油類による海洋汚染の未然防止を重点指導項目と定め、海洋環境保全講習会の開催及び訪船指導等の指導・啓発活動により国民の海洋環境保全にかかる遵法精神の高揚を図るとともに、巡視船艇・航空機による監視取締り、沿岸部における陸上からの取締り等、海陸空一体となって海上環境法令違反を摘発し、海洋環境保全対策に取り組んでまいります。

資料1 海洋汚染の物質別発生確認件数の推移(過去10年分)

		油	廃棄物	有害液体 物質	赤潮	青潮	その他	合計	前年比
12年	件数	307	226	30	31	-	16	610	104%
	割合	50%	37%	5%	5%	-	3%		
13年	件数	327	103	8	37	4	7	486	80%
	割合	67%	21%	2%	8%	1%	1%		
14年	件数	358	79	8	48	9	14	516	106%
	割合	69%	15%	2%	9%	2%	3%		
15年	件数	382	124	7	43	4	11	571	111%
	割合	67%	22%	1%	8%	1%	2%		
16年	件数	270	67	8	51	5	24	425	74%
	割合	64%	16%	2%	12%	1%	6%		
17年	件数	229	94	3	18	3	13	360	85%
	割合	64%	26%	1%	5%	1%	4%		
18年	件数	306	106	8	23	3	24	470	131%
	割合	65%	23%	2%	5%	1%	5%		
19年	件数	302	97	4	46	4	24	477	101%
	割合	63%	20%	1%	10%	1%	5%		
20年	件数	373	126	5	29	2	20	555	116%
	割合	67%	23%	1%	5%	0.4%	3.6%		
21年	件数	369	104	3	11	3	24	514	93%
	割合	71%	20%	1%	2%	1%	5%		

資料2 海洋汚染の海域別発生確認件数の推移(過去5年分)

(単位:件)

年	種類	海 域										合 計	
		北 海 道 沿 岸	本 州 東 岸	東 京 湾	伊 勢 湾	大 阪 湾	大 阪 湾 を 除 く 瀬 戸 内 海	本 州 南 岸	九 州 沿 岸	日 本 海 沿 岸	南 西 海 域		
17	油	28	24	31	8	27	39	27	16	18	11	229	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	3
		廃棄物	18	16	2	5	3	9	18	12	11	0	94
		その他	0	0	8	1	1	3	0	0	0	0	13
		小計	18	16	10	6	5	13	18	12	12	0	110
	赤潮	1	1	1	3	1	2	4	1	4	0	18	
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
	計	47	41	45	17	33	54	49	29	34	11	360	
18	油	34	32	66	11	17	41	30	35	28	12	306	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	1	1	2	3	0	0	0	1	8
		廃棄物	28	16	2	16	1	15	3	8	15	2	106
		その他	0	1	5	7	0	3	3	3	2	0	24
		小計	28	17	8	24	3	21	6	11	17	3	138
	赤潮	1	1	0	0	0	3	9	1	8	0	23	
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
	計	63	50	77	35	20	65	45	47	53	15	470	
19	油	53	31	55	9	11	62	16	32	16	17	302	
	油 以 外	有害液体物質		1	1			2					4
		廃棄物	13	13	3	32	3	4	2	23	3	1	97
		その他	4	4	5	2	1	4	1	1	2		24
		小計	17	18	9	34	4	10	3	24	5	1	125
	赤潮		5	3	8	1		8	1	20		46	
	青潮			4								4	
	計	70	54	71	51	16	72	27	57	41	18	477	
20	油	55	48	58	24	19	63	30	32	27	27	373	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	2	1	0	3	1	0	0	0	5
		廃棄物	20	11	1	39	4	5	24	11	11	0	126
		その他	4	1	3	4	1	5	0	0	2	0	20
		小計	24	12	4	44	5	13	25	11	13	0	151
	赤潮	0	5	10	1	0	4	7	1	1	0	29	
	青潮	0	0	2	0	0	0		0	0	0	2	
	計	79	65	64	69	24	80	62	44	41	27	555	
21	油	66	47	59	19	4	60	30	48	23	13	369	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
		廃棄物	26	16	2	23	3	2	9	7	15	1	104
		その他	8	1	2	0	0	4	0	9	0	0	24
		小計	34	17	4	23	3	8	10	16	15	1	131
	赤潮	0	0	3	4	0	1	0	1	2	0	11	
	青潮	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
	計	100	64	69	46	7	69	40	65	40	14	514	

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料3 海洋汚染(赤潮・青潮を除く。)の排出源別発生確認件数の推移
(過去5年分)

(単位:件)

年	排出源 種類	判 明							不 明	合 計		
		船					陸 上	そ の 他			計	
		貨 物 船	タ ン カ ー	漁 船	そ の 他	小 計						
17	油	44	18	51	53	166	23	6	195	34	229	
	油 以 外	有害液体物質	0	0	0	0	0	3	0	3	0	3
		廃棄物	1	0	5	10	16	71	7	94	0	94
		その他	1	0	0	0	1	12	0	13	0	13
		小計	2	0	5	10	17	86	7	110	0	110
計	46	18	56	63	183	109	13	305	34	339		
18	油	59	24	71	56	210	32	4	246	60	306	
	油 以 外	有害液体物質	1	5	0	0	6	2	0	8	0	8
		廃棄物	3	1	26	1	31	70	5	106	0	106
		その他	0	6	1	1	8	13	3	24	0	24
		小計	4	12	27	2	45	85	8	138	0	138
計	63	36	98	58	255	117	12	384	60	444		
19	油	57	17	75	59	208	30	8	246	56	302	
	油 以 外	有害液体物質	0	2	0	0	2	2	0	4	0	4
		廃棄物	3	0	24	2	29	63	3	95	2	97
		その他	1	0	1	2	4	17	6	27	1	28
		小計	4	2	25	4	35	82	9	126	3	129
計	61	19	100	63	243	112	17	372	59	431		
20	油	58	22	91	94	265	31	12	308	65	373	
	油 以 外	有害液体物質	0	2	0	0	2	3	0	5	0	5
		廃棄物	1	1	7	1	10	104	12	126	0	126
		その他	3	0	0	3	6	11	2	19	1	20
		小計	4	3	7	4	18	118	14	150	1	151
計	62	25	98	98	283	149	26	458	66	524		
21	油	41	30	82	89	242	34	6	282	87	369	
	油 以 外	有害液体物質	0	3	0	0	3	0	0	3	0	3
		廃棄物	7	0	17	4	28	74	1	103	1	104
		その他	12	0	0	0	12	8	1	21	3	24
		小計	19	3	17	4	43	82	2	127	4	131
計	60	33	99	93	285	116	8	409	91	500		

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料4 海洋汚染(赤潮・青潮及び排出源不明のものを除く。)の原因別発生
確認件数の推移(過去5年分)

(単位:件)

年	原因		故意	取扱不注意	破損	海難	その他	原因不明	合計
	種類								
17	油		16	97	31	33	13	5	195
	油以外	有害液体物質	0	1	2	0	0	0	3
		廃棄物	91	2	0	0	1	0	94
		その他	8	4	1	0	0	0	13
		小計	99	7	3	0	1	0	110
	計		115	104	34	33	14	5	305
18	油		18	142	26	39	13	8	246
	油以外	有害液体物質	2	3	2	1	0	0	8
		廃棄物	105	0	0	0	1	0	106
		その他	17	4	0	0	1	2	24
		小計	124	7	2	1	2	2	138
	計		142	149	28	40	15	10	384
19	油		27	137	26	39	10	7	246
	油以外	有害液体物質	1	3	0	0	0	0	4
		廃棄物	91	2	0	0	1	1	95
		その他	12	4	4	0	7	0	27
		小計	104	9	4	0	8	1	126
	計		131	146	30	39	18	8	372
20	油		45	150	34	47	14	18	308
	油以外	有害液体物質	1	3	1	0	0	0	5
		廃棄物	124	0	0	0	1	1	126
		その他	8	7	2	0	2	1	20
		小計	133	10	3	0	3	1	150
	計		178	160	37	47	17	19	458
21	油		41	120	37	47	31	6	282
	油以外	有害液体物質	1	1	0	1	0	0	3
		廃棄物	102	0	0	0	1	0	103
		その他	12	3	2	0	3	1	21
		小計	115	4	2	1	4	1	127
	計		156	124	39	48	35	7	409

(注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。
2. 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料5 外国船舶による海洋汚染発生確認件数等の推移（過去5年分）

単位(件)

		17年	18年	19年	20年	21年	
海発 洋生 確認 汚 染 件 の 数	油による汚染	日本の領海内	32	46	33	33	28
		日本の領海外	5	7	5	12	6
		小計	37	53	38	45	34
	油以外のものによる汚染		1	3	2	0	3
	合計		38	56	40	45	37
	(船舶起因の汚染に占める割合)		(21%)	(22%)	(16%)	(16%)	(13%)
担保金制度適用件数		22	20	23	15	18	
旗国通報件数		9	2	4	7	4	

資料6 海上環境事犯法令別送致件数の推移（過去5年分）

単位(件)

令名	区分	違反事項					
			17年	18年	19年	20年	21年
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	船舶からの油排出禁止規定違反		125	152	141	195	182
	船舶からの有害液体物質排出禁止規定違反		9	11	6	1	4
	船舶からの廃棄物排出禁止規定違反		32	48	34	6	33
	廃船等の投棄禁止規定違反		133	140	167	83	156
	その他の規定違反		67	89	100	99	94
	小計		366	440	448	384	469
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の投棄禁止規定違反等		129	139	98	177	124
	廃棄物の焼却禁止規定違反		24	13	17	13	32
水質汚濁防止法	排水基準に適合しない排出水の排出禁止規定違反等		18	10	13	11	2
港則法	廃物投棄禁止、貨物の脱落防止設備規定違反等		68	73	45	43	77
その他の法令	都道府県漁業調整規則違反等		16	5	31	11	35
合計			621	680	652	639	739